

## 第12回摂津市都市計画審議会

日 時 : 平成20年7月11日(金) 10時～

場 所 : 市役所本館3階 大会議室

出席者 : (1名欠席)

傍聴者 : なし

- 案 件 : 議案番号44 北部大阪都市計画土地地区画整理事業の変更 (大阪府決定)  
(摂津第一地区)
- 議案番号45 北部大阪都市計画土地地区画整理事業の変更 (大阪府決定)  
(鳥飼地区)
- 議案番号46 北部大阪都市計画土地地区画整理事業の決定 (摂津市決定)  
(吹田操車場跡地地区)
- 議案番号47 北部大阪都市計画道路の変更 (摂津市決定)
- 議案番号48 北部大阪都市計画公園の変更 (摂津市決定)

市 長 : (案件の諮問及び付議)

会 長 : 議事に入りたいと思います。

事務局の方より議案番号44、議案番号45につきまして、関連案件ですので一括して説明をお願いいたします。

事務局 : (議案番号44・45 一括して議案書の説明)

会 長 : 事務局からの説明が終わりました。何かご意見はございませんか。

〇〇委員 : 市街地内の空間を適正配置し確保することが重要だと考えております。鳥飼地区について、新旧対照表で「公園計画としては、地区面積の3%を確保し」と記載されていますが、廃止する区域を含めた公園の配置状況について、お伺いいたします。

案の縦覧において意見書の提出が無かったとの報告を受けましたが、計画の内容を広く市民に周知する努力が図られているのか疑問に思います。今回の縦覧の実施を市民に周知する方法としてどのようなことをされたのか、また今後の縦覧の周知についての考え方も合わせて、お伺いいたします。

事務局 : 公園について、区画整理完了区域では、3%以上の整備を行っています。今回、廃止する区域については既存の公園の誘致圏により、廃止する区域で網羅されていることを確認しております。

今後、一定の規模以上の開発においては、摂津市開発指導要綱に基づき3%以上の公園設置が義務付けられており、公園整備は進んでいくと考えます。

案の縦覧については、都市計画法施行規則において、「市町村の定める方法で行う」とされてます。本市の場合は市の掲示板により告示することとされており平成20年6月20日から2週間、案の縦覧を実施いたしました。今後、他市の市民への周知方法を研究し、本市でも対応可能な有効な方法を検討していきます。本年から本市HPで公開日時を指定できるようなシステムになりましたので、これを利用した方法を検討します。なお、今回の変更案において、地元説明会を開催し、市民の意見を聞く機会を設定し本計画案を作成いたしました。

〇〇委員 : 一般的に長期間未着手の都市計画については、早期に再考する必要があるのではないか。

事務局 : 長期間未着手の都市計画の問題は、行政として認識しているところであります。先に府において長期間未着手の都市計画道路の見直しを実施されました。本市では区画整理事業について十数年前より府との協議を進めてまいりました。その結果、今回示しております計画案のとおり変更することになりました。他の都市計画（公園等）についても、長期間未着手であるものについては、事業の見直しや再考を進める必要があると考えております。

〇〇委員 : 特に昭和30年代、行政側が理想的な標準に基づき一方的に計画し都市計画決定を行なってきたが、地権者の同意が得られず、計画が進んでいない。今後は、社会情勢も変わって来ておりますので、都市計画決定する前から地区の方々と十分に時間をかけ、かなり同意が高まった段階で計画決定するというように変わってきている。地元協働型での都市計画決定を行うと事業も進めやすいのではないかと。

既に決定された都市計画についても、時代に合わなくなった計画については、廃止という英断も積極的に必要となるのではないかと。

会長 : 意見も出尽くしたようでございますので、委員の皆様にお諮りいたします。議案番号44、議案番号45について、同意してよろしいでしょうか。

会長 : 異議なしと認め、原案どおり同意いたします。

それでは、続きまして議案番号46、議案番号47、議案番号48につきまして、事務局の方より説明をお願いいたします。

事務局 : (議案番号46・47・48 一括して議案書の説明)

会 長 : 事務局からの説明が終わりました。何かご意見はございますか。

〇〇委員 : 岸部千里丘線の設置に伴い、既存ガード(坪井・竹ノ鼻)とのアクセスについて検討はされているのですか。

事務局 : ガードの拡幅については検討を行なったが既存道路との接続が高低差の関係で困難なことから、断念した。都市計画道路とガードとの接続については直接接続は勾配等の関係からできないが千里丘三島線のガード拡幅工事完成による交通状況を見定めたくて地元の意見及び警察との協議を踏まえて検討したい。

〇〇委員 : 吹田操車場跡地の本開発計画について、①事業主体の確認、②開発に伴う環境面での影響、③市の財政面への影響、④市民にとっての必要性、について考えを伺いたい。

案の縦覧に伴う意見書の提出がなかったということですが、告示だけでは市民が知ることはできないのではないかと考えます。また行政の行っている呼び込み型の開発がうまくいっていない例が多く見受けられます。情報公開を行い市民意見をもっと聞き、もっとじっくり考えて行政手続を進めるべきではないですか。また、確認事項ですが、本事業で公園を3%確保する場合、防災公園を含んでいるのか。

事務局 : ①事業主体は市であります。ただし区画整理事業については吹田市・摂津市両市にまたがるため、両市からUR都市機構に要請する形で進めていきます。

②災害時には一時避難所となる防災公園や区画整理事業による公園、鉄道機構による緑道の整備や地域住民の利便性のための岸部千里丘線などで環境は良くなると思います。また貨物ターミナル駅は吹田市側に駅、摂津市側に線路の設置となっています。

③本事業の関連で財政的負担は発生しますが議案にある事業については区画整理事業であり地権者の減歩を持って事業費を捻出する受益者負担による整備でありますことから市の負担は少ないと考えております。

④鉄道機構は旧国鉄用地を売却処分する目的で設置された組織です。まちづくり計画を遅らせ鉄道機構より民間業者に売却されることになると、現状での接道条件や準工業地域という用途から乱開発を生むことが考えられます。行政が基盤整備を行い良好な土地利用を誘導しようとする本計画は市にとって必要なまちづくりだと考えております。

縦覧手続については、前議案と同様の方法で行っております。市民意見についてですが、平成11年当時から基本構想策定の中で市民アンケートをはじめ、いろいろなパターンを示しながら説明会を開き市民の意見を聞き全体構想を作成し、広報等を通じ周知に努めてまいりました。今回の議案は、吹田操車場のまちづくりの基本となる区画整理による基盤整備・地区内での幹線道路・防災機能を有する公園整備について示したものです。これらの具体化については地元の声を聞きながら一緒に、よりよいまちづくりを進めていきたいと考えます。

公園の3%ですが、区画整理事業と防災公園とは、別の計画であり、あくまでも区

画整理事業内での3%の公園・緑地です。

〇〇委員：千里丘に20年ぐらい住んでいた者として、大阪高槻京都線しか幹線道路がなく、もう少しきちんとした都市計画的な道路・公園等の整備がほしいと思っておりました。昭和30年代後半から開発が進み密集市街地が形成された地域で大々的に整備することはむずかしく、南側の道路拡幅などの周辺をきちんと整備することによって、内部がうまく機能し全体的な整備につなげていただきたい。そのためにも、私個人としては、まず土地区画整理事業の決定を行い次のステップのスタートラインに立つことが必要だと思います。そして、今後のきちんとした形で開発することが重要と考えています。

もうひとつお願いでございますが、区画整理事業後に建設されるマンションですが、茨木など周辺地区に比べ、摂津のマンションは住居環境（床面積など）が劣るのが現状です。この摂津ブランドを何とか変えるよう道路・公園の基盤整備と住宅内容を含めた良好なまちづくりを期待します。そのために開発者との十分な協議が必要と考えます。

〇〇委員：岸部千里丘線は大阪高槻京都線のバイパスにならないか。

事務局：吹田操車場跡地の当初からの考え方として、交通を呼び込まない計画が基本です。跡地利用についても緑・教育・医療・都市型居住をまちづくりの核とし、商業施設などは考えておりません。岸部千里丘線は、大阪高槻京都線と平行し、他の幹線道路には出られない道路です。岸部駅・千里丘駅と周辺地域の利便性を確保するのが目的です。

〇〇委員：吹田操車場跡地の開発は、摂津市にとって道路・公園など大きなメリットをもたらすと考えております。吹田市と協調し、良好なまちづくりを進められることを期待しております。

会長：意見も出尽くしたようでございますので、委員の皆様にお諮りいたします。議案番号46・47・48について、同意してもよろしいでしょうか。

〇〇委員：まちづくりについては、市民と共に進めるべきであると考えております。今回の案（議案番号46・47）には、同意しかねます。

会長：議案番号46・47について賛成多数で、原案どおり同意いたします。議案番号48については異議なしと認め、原案どおり同意いたします。

会長：（案件の答申）